

鳥取城調査研究年報

第11号

2018.3

鳥取市教育委員会

例言

1. 本年報は、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平に係る調査研究成果の報告書である。
2. 鳥取県立博物館 大嶋 陽一 学芸員にご寄稿をいただいた。
3. 本書の編集は佐々木孝文（鳥取市教育委員会文化財専門員）が担当した。
4. 本書の作成にあたっては、多くの方に指導・助言ならびにご協力をいただきました。ここに記して感謝いたします。また、多くの先駆的研究成果を参考にさせていただきました。

【機関・団体】

文化庁記念物課・鳥取県教育委員会（文化財課・教育環境課）鳥取県立博物館 鳥取県立公文書館 鳥取県立図書館 鳥取市歴史博物館 鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取県埋蔵文化財センター 鳥取市埋蔵文化財センター 久松山を考える会 石川県金沢城調査研究所

【個人】

田中哲雄 吉村元男 麓和善 浅川滋男 北垣聰一郎 谷本進 中橋文夫 西尾孝昌
中森洋 伊藤康晴 錦織勤 神谷佳友 中井均 来見田博基 木谷清人

（順不同・敬称略）

目 次

享保期島取城二ノ丸三階櫓の再建とその意義(大鷗陽一)……………1

享保期鳥取城二ノ丸三階櫓の再建とその意義

大嶋 陽一

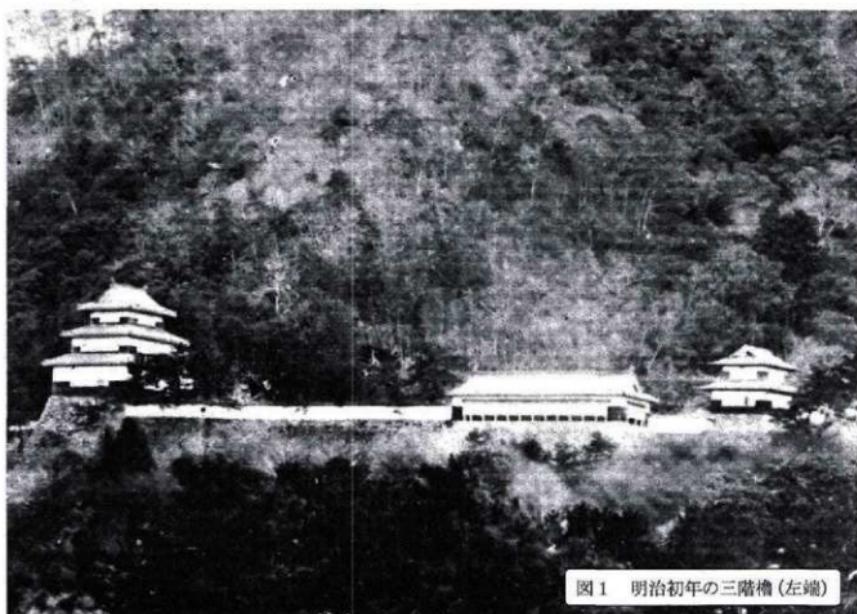


図1 明治初年の三階櫓(左端)

はじめに

本稿は、享保5年（1720）4月1日に発生した大規模な火災である石黒大火によって焼失した二ノ丸三階櫓の再建とその意義について、鳥取県立博物館所蔵「鳥取藩政資料」を用いて検討するものである。

本論で紹介する三階櫓とは、鳥取城内の二ノ丸に存在した櫓で、これまで慶長間に鳥取城主池田長吉によって構築されたとされてきたが¹、近年、元和3年（1617）以降の鳥取藩主池田光政による創建であるという説が出されている²。三階櫓は元禄5年（1693）雷火によって焼失してしまい再建されなかつた天守に代わる鳥取城の「シンボル」とされ、本論で扱う石黒大火で焼失の憂き目に遭つたが、再建後は明治12年の鳥取城破却まで³その威容を誇つた（図1）。

石黒大火によって焼失した三階櫓の再建については、鳥取藩研究の基礎文献『鳥取藩史』⁴や鳥取城の基本文献『鳥取城—その歴史と構造』などをはじめとして⁵、享保13年（1728）に再建されたとする説が通説となっている。これは、近世後期の鳥取藩の考証史家岡嶋正義が著した鳥取城および城下の地誌『鳥府志』（文政12年成立）の三階櫓の項目に「享保五庚子の災に焼亡し、同十三年秋再建なり」とあること⁶、同じく岡嶋の寛永9年から天保12年に及ぶ鳥取藩の歴史年表である『因府年表』（天保末年成立）の享保13年10月4日条に「御本丸の三階櫓建つ。このたび石垣の上廻りは修理を加えらる」とあること⁷が典拠とされている。しかし、本論で検討するように一次史料では享保13年に再建されたという記録は一切見られない。通説の典拠である岡嶋の著作は後年の編纂物であるにも関わらず、これまでその内容が具体的に検討されたことはなく、享保13年再建という説だけが一人歩きしているというのが現状である⁸。

こうした研究状況を踏まえ、本稿では鳥取県立博物館が所蔵する鳥取藩主池田家伝來の「鳥取藩政資料」（以下、藩政資料とする）のうち、藩政の根本史料である「家老日記」（藩政期の史料名は「控帳」とされている）を中心に⁹、第1章において三階櫓も含めた石黒火事後の鳥取城再建の流れを明らかにする。その上で、第2、3章において三階櫓の石垣普請および作事の実態を検討し、享保13年再建説を批判的に検証する。第4章では当時の政治状況、とくに藩財政と再建との関係について考察した上で、鳥取藩における三階櫓再建の意義、さらに三階櫓の有した政治性について考えてみたい。また、一連の検討にあたっては普請・作事を直接的、間接的に支えた町人や農民等が再建にいかに関わったのかについても適宜紹介していく。

1 石黒火事による鳥取城焼失と再建

（1）石黒火事による鳥取城の被害状況

石黒火事は、享保5年（1720）4月1日昼四半時に鳥取城下近郊吉方の石黒三太兵衛方より出火し¹⁰、炎は強い南風にのって鳥取城下の町屋約600軒、武家屋敷約500軒、寺院23ヶ寺を焼き尽くした。火事はさらに鳥取城にも飛び火し、城がほぼ全焼してしまうという憂き目にあったが、城下の火災によって鳥取城が焼失してしまったのは、石黒火事の事例が藩政史上唯一であった。

鳥取城の焼失状況を享保6年（1721）5月に江戸幕府に提出された絵図控（図2）から見ると、焼け残った櫓や門として、①天守部分（絵図では「本丸」と記載）の門が3ヶ所、櫓（月見櫓という）1ヶ所、②二ノ丸の東南に位置する櫓（絵図上で「番人屋敷」と記載される箇所にある櫓。插櫓という）1ヶ所だけであり、主要な御殿や櫓は全焼してしまった。

このような前代未聞の被害を被った鳥取城の再建に関して、火事から3ヶ月のちの享保5年7月、鳥取藩は幕府老中へ次のような内意伺を行った。

【史料1】

享保五子年四月因轄國鳥取城内焼失之節、左之通其節之御用番井上河内守様江家來之者を以差出候處、御聞置被成候旨、御附札を以御挨拶御座候

当四月国許城下大火ニ付、居城、侍屋敷、町屋悉致焼失候付、早速前々之通普請可致処、数年不勝手別而近年不如意ニ而操作致心配候得共、城中追々修復仕度存念ニ御座候、然ル共、打統勝手致難済候付、家来共遣し置候知行物成之内、来丑年より五年ノ程相預、追々見計城内普請仕度与奉存候、依之御内意申上候、以上

七月六日 松平相模守

御附札承置候¹¹

これによると、藩は老中井上河内守正岑に対し、財政難により（「数年不勝手別而近年不如意」）、すぐに再建に取りかかれないので、翌6年から5年間藩士の物成の一部借り上げを行い¹²、追々再建にこぎつけたい旨を伺い、付札により許可を受けている。なお、物成借り上げについては第4章で改めて検討する。

このように、藩は藩士の物成借り上げを原資に再建を行おうとしていたのであるが、それだけでなく在中からも銀子を借用していた。

【史料2】

一先頃御当地火事及大火、御城内不残類焼、依之指当り万々御手支、御銀御入用ニ候、御郡之内夫持候者共、此度之儀ニ候間、銀子御用ニ立可申候、然上ハ壹ヶ月ニ壹歩式り加利足、来丑ノ年より卯年迄三年賦ニして御返済可被遣候、御急用之儀ニ候間、来月十日迄ノ内、一日も早く相調可指出者也。

青木軍太夫

一御借銀高薪銀八貫目

子ノ四月廿五日 岩井郡¹³

これによると、藩は石黒火事の復興資金として因幡国岩井郡の「夫持候者」（藩から扶持を貰うような豪農・富家という意味か）より享保6年から3年賦にして8貫目を借用している。この史料は岩井郡に対してのものであるが、おそらく藩内の各郡にも同内容の通達が及び、同様の徴集がおこなわれたと考えられる。火事の影響が直接被害を受けた藩主や藩士、城下に住む町人だけでなく、農民らにも影響を与えたことがわかり、石黒火事の影響は鳥取藩全体に及んでいたのである。

さて、鳥取城再建の正式な出願・許可は享保6年5月であった。

【史料3】

因幡國鳥取城就火事、櫓・堀門・家作等悉焼失、焼残候内從二丸東之方冠木門続崩下石垣壊ヶ所、北ノ方多門下石垣折廻壊ヶ所、同所角櫓際崩下石垣壊ヶ所、南之方太鼓門続崩下石垣折廻式ヶ所、同崩下石垣壊ヶ所、同所多門下石垣左右共壊ヶ所、西南之間大手多門下石垣折廻壊ヶ所、西之方屋敷崩下石垣折廻壊ヶ所崩候付、築直之事、其外焼失之分櫓・堀・門・家作等建之事、絵図書付之通得其意候、以連々如元普請可被申付候、恐々謹言

享保六巳

五月廿九日

水野和泉守 名乗判

戸田山城守 名乗判

井上河内守 名乗判

松平右衛門督殿¹⁴

これによると、火災によって崩れた石垣8ヶ所の築き直しと焼失した櫓・堀・門・家作（「其外焼失之分櫓・堀・門・家作等建之事」）を「如元普請」することが幕府老中連署状によって許可されている。許可申請にあたって提出された絵図控が先に紹介した図2である。

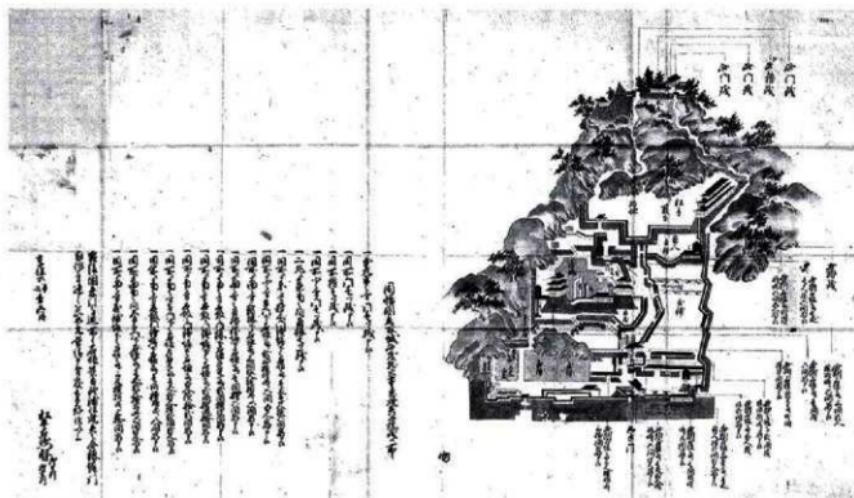


図2 享保6年5月鳥取城修復願図（鳥取県立博物館蔵、鳥取藩政資料871）

(2) 烏取城の再建

次に、火事後の烏取城再建について藩政資料等から判明する範囲で関係箇所を列挙すると下記の通りである。

- 享保6年4月 二ノ丸・三ノ丸普請の手斧初め。御城普請奉行米村彦十郎（「家老日記」）
6月 地祭（地鎮祭）。二ノ丸走櫓柱立て（「家老日記」）
7月 三ノ丸走櫓棟上げ（「家老日記」）
閏7月 三ノ丸台所棟上（「家老日記」「御用入日記」）
10月 三ノ丸若殿部屋棟上（「家老日記」）
8年4月 大手橋渡り初め（「家老日記」「目付日記」）
10月 三ノ丸普請の完成。21日御移徙（「家老日記」「目付日記」）
9年閏4月 二ノ丸普請の褒賞（「家老日記」）
9月 中ノ御門渡り換の完成（「目付日記」）
10年5月 天守月見櫓、門櫓修繕（「家老日記」）
11年3月 南御門換普請開始（「家老日記」）
14年3月 二ノ丸三階櫓石垣完成（「家老日記」）※後述の第2項参照
20年4月 二ノ丸三階櫓の棟上げ（「家老日記」）※後述の第3項参照

烏取城の再建は、火災の翌年である享保6年から藩主居所・政庁であった三ノ丸の再建が行われ、同8年に完成したことがわかる。三ノ丸の完成は、藩主池田吉泰の江戸からの帰国にあわせて行われたものであった。その後、城内の御門関係の普請・修復が行われ、享保14年以降二ノ丸関係の普請が行われたことが知られる。なお、二ノ丸御殿本体は一連の普請・作事のなかで再建されることはついになく、再建が行われるのは120年後の弘化年間であった。この再建については別稿を用意しており、そちらを参照いただきたい。

このように火事後すぐに再建された三ノ丸であるが、藩政の相談役であった鳥取藩士米村広治が享保10年（1725）に藩内に出した触書によると（触書については第4章で詳述）¹⁵、「三ノ丸の普請が完成したといつても、城内は藁葺き小屋がたち、塀も竹垣にて見苦しいが、塀覆にすることもできない。塀の渡も半分しかできていないし、（二ノ丸御殿の）御居間や奥向はまだ造営されずそのままになっている。年貢米を入れる蔵（城内の丸の内御藏）も修復できていない。藩主も御城廻りの普請を急げというが、何分にも普請をすることができない。江戸から運んだ宝物を入れる宝蔵もないで、せめてこれだけでも急ぎ作るべきだ」としている。こうした状況は藩の財政難から生じたものであるが、石黒火事から時間を経ず行われた三ノ丸普請作事の内容は大変不十分なものであったことが知られる。

さて、三ノ丸再建にあたっては、在中の人々やモノが多数動員されていたことが知られる。

【史料4】

一筆令啓達候、然ハ御城内御普請御用御材木左之通、先内林ニ而まひき伐ニいたし、用水より内指出候様ニ可被申付候、別面御材木置所小屋木弐百五拾本持急候間、此分隨分急出候様ニ可被申付候。

一弐百五拾本 御城内材木置所小や木、栗ニ面も松ニ面も、九尺ド九太

一百本 御城内塀覆御用、栗式間大丸太、

毫間ニ候ハマ、右間敷ニ合候はト百本。

右之通岩井・法美両郡之村々、内林ニ而かたより不申様ニ伐らせ、急可被指出候、残方ハ六月已後伐候様ニ可致候、以上。

〔享保六年〕

四月九日

小嶋惣左衛門¹⁶

これによると、城内普請のための材木（松・栗）350本が因幡国の岩井・法美的両郡に割り当てられていることが知られる。徴集された材木は城内普請のための材木小屋と城内の柵に使用されるものであった。藩の普請・作事に使用される竹木は、藩有林から調達される場合が多いが、このたびの再建普請・作事は相当大規模であり村々の内林から伐採することされた。内林とは、農用に使用された林で私有林と村有林に分けられていたが¹⁷、藩は特定の村の内林に偏ることなく刈り取ることを命じている。これは大量の材木を必要とする再建によって、内林の木々が枯渇してしまわないよう配慮したものと考えられる。

【史料5】

一筆申入候、然は今年も大工・木挽御入用ニ候間、御郡中大工・木挽不残帳面ニして可被指出候、尤断有之者、又ハ病人ニ而も夫々書入可被出候、其上ニ而遂評義、其品可申付候間、右之帳面ニ急ニ可被指越候、為其如此候、恐々謹言。

（享保六年）

正月廿七日

河毛忠右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

尚々、備前大工、其外他国大工・木挽參候ハマ、追々可被書出候、以上。

大工木挽改帳面上ケ申候控

一上大工、町浦留村上仁左衛門・同甚介・同十郎右衛門・同喜平次・同吉右衛門・同市郎大夫・同忠大夫、中大工・同庄村八・源左衛門・源四郎・右浦留大工木挽・大隅様御用ニ被仰付候。

一浜大谷村上権大夫、此者近年病氣ニ罹成、達者成ル儀ハ得不仕而上候。

一藤見村上林大夫、此者作仕候、開作時分ハ御免被遊被下様ニ奉願候。

但州浜坂ノ者

一岩本村上李左衛門、此者尼子庄右衛門様御抱。

一上木挽町浦留豈四郎、此□□^{音高カ}六石余作仕候ニ付、御用御免被遊被下様ニ奉願候。

一上木挽町浦留助大夫。

右之通帳面上ケ申候¹⁸

これによると、火事直後の享保5年から在中の大工・木挽が大量に動員され、享保6年には郡ごとの大工・木挽を残らず帳面に書上げ藩に提出していたことがわかる。ここでは、藩領内の大工・木挽だけでなく、藩内にやってきている備前大工や他国大工・木挽も把握しようとしていたことが知られる。このように、石黒火事後の復興において在中の金・人・モノが動員されており、農民らの生活に少なからざる影響を及ぼしていたのである。

さて、再建に関わって重要であると考えられるのが、再建中の藩主居所・政庁機能についてである。これまでの鳥取城研究では、この点についての言及は管見の限り見いだせないが、城外に鳥取城のどの機能が、どこに、どの程度移されたのかを明らかにすることは、「城」の性格を知る上で重要であると考えられる。この点を詳細に論じる用意はないが、例えば、石黒火事後の享保5年6月から同8年10月の三ノ丸再建までの3年4ヶ月の間、証人上という格式の上級家臣安養寺甲斐の居宅に藩主居所・儀礼場・政庁としての機能が縮小されたうえで移されることになった。このほか、藩政史上、鳥取城以外に藩主居所・政庁機能が移されたのは、享保元～3年（1716～18）まで鳥取城代替えのための仮住居として、「松竹御殿」の一部を借り上げた事例がある。「松竹御殿」は鳥取城のすぐ南側にあった藩主の分家の居宅で、鳥取城とは階段で結ばれていた。さらに、明治元年（1868）8月に藩主池田慶徳が鳥取城を「政堂」と定めたことにより、住居を鳥取城大手橋前の家老（当時は「執政」）鶴殿家屋敷へ移す事例がある。鳥取城外へ「鳥取城」の機能を移す事例はわずか3例であるが、鳥取城のどの機能をどのレベルまで移したかについては三者三様であり今後検討すべき課題である。

以上、本章における検討によって、①石黒火事によって鳥取城の過半が失われたこと、②火事の翌年から藩主居所・政庁である三ノ丸の再建が行われ、ひとまず三ノ丸は享保8年に完成したこと、③当時鳥取藩は財政難に見舞われており、再建費用の捻出に大変苦労し、再建された三ノ丸も不十分なものであったこと、④三ノ丸再建にあたって在中の金・人・モノが大量に動員されており農民生活にも少なからざる影響を与えていたことがわかった。財政難の問題は、三階櫓再建にあたっても大きな影を落とすが、これについては後述する。

次に、章をかえて二ノ丸三階櫓の再建の様相について検討していきたい。

2 三階櫓の石垣普請について

(1) 石垣普請について

ここでは、まず三階櫓の石垣普請について見ていくことにしたい。「家老日記」において三階櫓石垣普請関係の記事の初見は次のものである(以下、引用史料は断りがない限り藩政資料中の「家老日記」である)¹⁹。

【史料6】享保13年4月8日条

一左之松木、御三階石垣道木入用之由、関源左衛門申聞候ニ付、御城山より切出候様ニ、那須半六・
祐園伊兵衛江切紙を以申渡事。

松長三間丸太末口四五寸斗 武拾五本

これは、享保13年(1728)4月に三階櫓の石垣の「道木」として松丸太(長3間、末口4、5寸)25本を御城山(現・久松山)より切出すことを命じたものである。「道木」とは石垣の基礎部分に据える胴木のことと考えられ、石垣普請のための材料調達がこの時期に行われたことがわかる。

胴木を据えたとすると、石垣を基礎部分から造営したことになるが、三階櫓の石垣普請がどの程度の規模で行われたのか以下見ていきたい。通説では『因府年表』の「このたび石垣の上廻りは修理を加えらる」という記述から、上廻りの普請だけであったとされているが、とすると、史料6に見える胴木は必要ないよう思われる。この点を明らかにするため、修復願図である図2の三階櫓石垣の崩壊状況を見ると、「此所(三階櫓一筆者注) 石垣高サ三間武尺、横折廻り六間崩申候」とあり、高さ3間2尺、横は6間で「折廻り」とあることから2辺にわたって崩れたことになっている。

それでは四辺ある石垣のどの部分が崩壊したのであろうか。それを知るために石黒火事以前の石垣の規模を明らかにする必要があるが、管見の限りそれを示す資料がないため、再建以後さほど経過していない寛延2年(1749)に幕府国目付が鳥取城を見分した際の史料を見ると²⁰、「三階懸高サ土台より三棟まで四丈五尺、石垣高サ西北之方三丈八尺、南東之方七尺」とあり、三階櫓の石垣の一辺は幅4間、高さは西と北方向が3丈1尺、南と東方向は7尺とされる。南と東方向が低いのは二ノ丸地面から石垣が構築されていたためである。この石垣の規模が火事前と大きく改変されていないとすると、火事で崩壊したのは北と西側の2辺の石垣であったと考えることができる(図3)。おそらく、三階櫓は火事当日に吹いていた強い南風によって南側から類焼し、石垣も炎を受けて脆弱化するなか、ある時点で北西側方向に櫓が崩れ石垣も崩落したものと推測される。いずれにしても、北と西側の石垣は高さの半分以上崩れていたのであり、『因府年表』が記す上廻りではなく、胴木の入れ替えを必要とするような大規模な石垣普請が行われたと考えるのが妥当であろう。

石垣普請については、ほかに「家老日記」に次のような記述が見られる。

【史料7】享保13年6月24日条

一三階之御櫓御普請ニ付、御石垣見分として、御家老共登城前罷出候、御用人之内、平野主馬・鈴木半右衛門、井本木権左衛門・関源左衛門罷出事。

【史料8】享保14年3月21日条

一今日、為伺御機様、御家老共致登城候、三階石垣出來ニ付、何れも為見分罷登り、本木権左衛門・
関源左衛門も罷出候事。

史料7は、享保13年6月に三階櫓の石垣見分を家老衆らが行ったというものである。家老の見分に立ち会った平野主馬・鈴木半右衛門は御用人、本木権左衛門は城代、関源左衛門は普請奉行である。史料8は、享保14年3月に三階櫓の石垣普請が完成し、家老衆が見分を行うので城代と普請奉行が立ち会うようにというものであった。これらの一連の史料によって、石垣普請は享保13年4月頃から開始され、翌14年3月までの約1年間かけて行われたことが明らかになったといえよう。



図3 石黒火事における三階櫓石垣崩落場所推定図（白抜き部分）

（2）三階櫓の天端角石について

現在、二ノ丸三階櫓の櫓台下に昭和30年代の三階櫓石垣修理事業において石垣の北東部分の天端角から取り出された天端角石が置かれている（図4）²¹。この天端角石には享保13年の刻印があるが、先行研究においてこの刻印について論述したものがないため、改めて天端角石の刻印について検討を加えてみたいと思う。

天端角石には次のような刻印がなされている（図5）。

【史料9】

享保十三年戊申九月二日

吉田氏甚四郎尉久政

下奉行

山部梶右衛門

今嶋伝兵衛

伴新兵衛

因州鳥取住棟梁永見右兵衛附²²

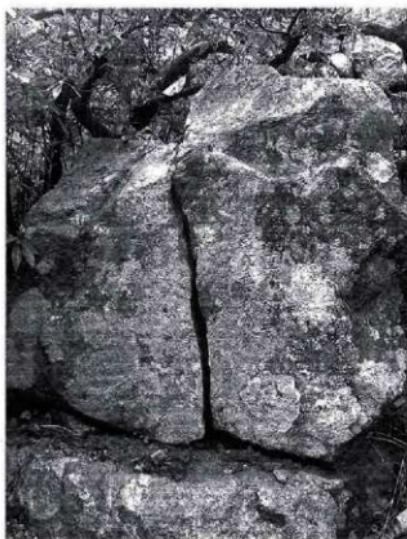


図4 天端角石写真



図5 天端角石拓本 (『久松山』所収)

まず、刻印された人名について検討したい。「吉田氏甚四郎尉久政」という人名は、鳥取市教育委員会が天端角石そばに設置している説明看板では「普請奉行」としているが、当時の普請奉行は先述の通り関源左衛門（300石）であり誤りである²²。それでは、吉田甚四郎とはどのような人物か。この人物について享保13年の「御支配帳」（徒士身分以下を記載した分限帳）を見ると²³、28俵5人扶持の穴生役であることが判明する。また、「家老日記」享保13年12月27日条によると、吉田甚四郎は穴生役として「壇人役ニ面、御天守井御三階御用、其外所々無懈怠相勵ル」ことを賞され、藩から金200疋を拝領しており、石黒火事後に行われた天守や三階櫓の石垣普請の実務担当者であったことが知られる。

次に、銘文にある下奉行「山部梶右衛門」「今嶋伝兵衛」「伴新兵衛」の3名について見ると、その素性はわからないが、「家老日記」享保6年6月3日条によると、吉田甚四郎の養父で同じく穴生役であった吉田善兵衛は石黒火事後の御用のため新規に屋敷を拝領したが、その理由として当時行われていた城内の再建のため「下奉行・石屋等御用之義ニ罷越候節、難儀仕」るためとしていることから、下奉行が石垣普請に関わる役職、つまり穴生役吉田の補佐役であったと考えられる。徒身分の分限帳「御支配帳」にその名前が見られないことから、本来であれば苗字を名乗ることを許されていない末端の役人であったが、後代に栄誉として残る天端石の銘文には特別に苗字を付けることが許され、その名を刻んだのではなかろうか。

「因州鳥取住棟梁永見右兵衛尉」についても、その素性はわからない。ただ、他の記銘者である藩士と異なり「因州鳥取住」と記載されていることから、永見は鳥取城下在住の町人身分の棟梁であることがわかる。また、どの種類の棟梁か記されていないが、①石垣に刻まれたものであること、②鳥取藩には穴生役の下に「石屋棟梁」「石工棟梁」がいたことから²⁴、石工の棟梁であったと考えたい。町人であれば、一部を除き当然苗字を名乗り得ないが、下奉行同様、栄誉として特別に刻んだものと思われる。永見が町人身分の石工棟梁であることが正しければ、三階櫓の石垣普請に城下の石工ないしは石屋が多数動員された可能性を示すものであり²⁵、本刻印は石垣普請の実態を示す貴重な資料と言えよう。

最後に「享保十三年戊申九月二日」という年記について考えてみたい。普通であれば石垣普請の完成に

関わるものと考えられるが、石垣の完成は家老の見分が行われた享保14年3月頃であった。年記と家老見分の間には半年の時間差が生じており完成時の刻印とは考えにくい。そうすると、天端角石の加工が終了した日、石垣普請で使用する石材の調整が完了した日などが考えられるが、いずれにしても、天端角石という石垣の象徴的な部位に刻まれた年月日に何があったのか残念ながら資料不足のため不明である。

以上、本章の検討によって、①享保13年から14年の約1年間、三階櫓の石垣普請が行われていたこと、②石垣普請は從来言われるような上廻りだけの普請ではなく基礎部分から造営された大規模なものであった可能性が高いこと、③石垣普請は天端角石の刻印から穴生役の吉田甚四郎が差配し、鳥取城下の石工棟梁が関わっていたことが明らかになった。これらの検討によって、從来の三階櫓の再建が完成したとする享保13年は石垣普請中であり、誤った通説は今後訂正されるべきであろう。

3 三階櫓の作事について

(1) 三階櫓の再建事始め

三階櫓の再築作事はいつ頃行われたのであろうか。「家老日記」には享保14年3月の家老による石垣完成の見分以降、しばらく三階櫓に関する作事記録は見られない。その後、「家老日記」に三階櫓作事に関する記事が見られるのは、4年後の享保18年（1733）7月に入ってからである。

【史料10】享保18年7月28日条

一左之通、御吟味役書付差出、例も有之儀ニ付、承届、山田弥兵衛江申渡候事。

一松長五間壱尺壱寸角壱本

右高草郡宮谷村官木

一同五間壱尺壱寸角壱本

右同郡吉岡村官木

一同式間半壱尺四寸角壱本

右法美郡余戸村官木

一同式間半九寸角四本

内 壱本 岩井郡宮木

壱本 同郡中村官木

壱本 邑美郡覺寺村官木

壱本 同郡脚山村官木

一同式間壱尺角三本

壱本法美郡原谷村官木

式本同郡神垣村官木

一同六間末口五六寸壱本 同郡紙子谷村官木

一栗三間八寸角式本 八東郡明辺村官木

右三階御用ニ付、所々社木之内ニ面伐出申度、奉存候。

七月廿三日

これは、三階櫓御用（「三階御用」）のため、松・栗の角材等計12本を因幡国の大草（宮谷村・吉岡村）・法美（余戸村・原谷村・神垣村・紙子谷村）・岩井（中村）・邑美（覺寺村・脚山村）・八東郡（明辺村）といった鳥取城近郊の村々の「官木」つまり神社の社木を伐採し搬出することを寺社奉行山田弥兵衛へ命じたものである。ここから、享保18年段階は作事のための材木調達などが行われたことが知られる。

「家老日記」には享保18年から三階櫓作事に関する記述が見られるようになるが、鳥取藩として正式に櫓再建に取りかかるのは享保19年7月からであった。

【史料11】享保19年7月20日条
一三階御権御普請、弥今日より取掛り候事

【史料12】享保19年7月22日条

一関源左衛門義、此度三階御権御普請取懸候ニ付、先格ヶ様なる御普請相勤候節は、御普請中仕人二人被成下候、此度も先格之通、被仰付被下候様、浅田舎人を以奉願、相伺候所、先格も有之儀故、願之通被仰出旨被仰出、今日使浅田舎人江以切紙申渡候事。

史料11から「三階御権御普請」つまり三階権の再建作事が享保19年7月20日より正式に開始されたことが判明する。また、史料12から三階権の再建における責任者は石垣普請と同様、普請奉行の関源左衛門であったことがわかる。この時、関には再建が完了するまで先例に則って仕人（小間使いのこと）が2名下された。

ここで紹介した享保19年7月の三階権再建開始について『因府年表』にも記述がある。すなわち、享保19年7月1日条に「御本丸（二ノ丸のこと—著者注）の三階権御再建事始。関源左衛門奉行之」と記載されている²⁸。ここから、7月1日に再建のための「事始」の儀礼が行われたらしいことがわかるが、「家老日記」にはその記載はない。『因府年表』は享保13年再建説の論拠として利用されてきたが、実際には享保13年の「御本丸の三階権建つ」という再建完了の記事とともに同19年の三階権内建事始の記事の両者が記載されていたのである。後代の研究者が『因府年表』の享保13年の記述のみを鵜呑みにし、享保19年の記述について全く検討を行わなかったことが、享保13年再建説の間違いの原因であった。

（2）作事に關わる材料調達と大工

三階権御用の材木について、史料10から社木を徵発していたことがわかったが、ここでは木材その他の材料調達について見ておきたい。

【史料13】享保19年3月10日条

一左之通社木御用ニ付、伐せ申度由、安田金右衛門申聞、承届、其段山田弥兵衛江申渡候事。
一松杉毫本 岩井郡栗谷村
一同毫本 同郡細川村
右は、此度三階御権御用ニ伐せ申度御座候、以上。

【史料14】享保20年閏3月3日条

一御三階御用ニ付、左之通御材木探候段、関源左衛門より相届候事。
官木杉毫本 長三間・末口五寸 八東郡日下部村
官木杉毫本 長三間・末口五寸 同郡三山口村
寺木杉毫本 右同 同郡清徳村
官木杉毫本 右同 同郡茂谷村
官木杉毫本 右同 同郡奥野村

史料13、14では、松や杉（長三間・末口五寸）を因幡国岩井（栗谷村・細川村）・八東郡（日下部村・三山口村・清徳村・茂谷村・奥野村）の神社や寺院から徵集している。

ここで徵発された神社の社木は、通常神主であっても藩に届けることなく伐採することは堅く禁じられており²⁹、藩の普請等で使用される場合には、在方の調査により家老が必要な木の大小や本数などを寺社奉行に通達し、寺社奉行の命によって神主は村役人や氏子などの立ち会いのもと伐採されるなど、藩の統制下に置かれていた³⁰。このため社木の使用については「家老日記」に記載されるものであったが、社木が石黒火事後の鳥取城再建において使用された事例は三階権だけで、他の時期においても鳥取城作事で使用された例はない。このことは、三階権再建の特色のひとつと言えるのであるが、同時に三階権の性格を

考る上で重要な意味を持つと思われる。つまり、藩の厳重な管理のもと神域で生育された「神聖」な社木は、神仏をもその支配下に治める近世の大名権力を表象するものであり、こうした性格を有する木材だからこそ藩主の政治的権威を象徴する三階櫓に使用されるに相応しいものと考えられ、建築部材として使われたのではないかだろうか。また、本事例は近年議論されている近世城郭と神仏をめぐる関係、つまり近世城郭の「聖性」を考える上で有益な情報を提供するものと思われる³⁰。

材木は在中から調達されていたことが次の史料からわかる。

【史料15】

一・筆申入候、然ハ御三階御用杉百五拾本御人用ニ候、左之通寸法書付遣候間、内林ニ而致吟味木數、書付可被指越候、大分之木教ニ候得ハ、内林迄ニ而ハ調申間敷候間、御山奉行江も貴殿方より被申談、此方へ返答申聞候様ニ可被申達候。

一・杉三間　末口五寸百五拾本

右之材木構ニ面何程可出哉。

一右之木材出シ賃銀・老木ニ付何程、井御城内辺指出シ候人夫、老木ニ付何程と賃銀積り書付可被指越候。

一所々より役ニ而出し可申候、左候ヘハ、右賃銀井舟揚より御城内まで人夫賃銀万々積り、書付急ニ可被指越候、右為可申入如此、恐々謹言。

正月廿八日 小谷新右衛門

三人当テ³¹

これは享保20年正月に藩の郡奉行小谷新右衛門から岩井郡の大庄屋にあてられた書状である。ここから藩は岩井郡から三階櫓御用として杉材（長三間・末口五寸）を150本も徵発しようとしていたことが知られる。これらの杉材は、在中の内林で調達するよう命じられたが、「大分之木教」なので内林だけでは調達できない可能性もあり、藩有林を管理する山奉行と相談の上、調達本数を回答するよう命じられた。内林からの木材調達は三ノ丸再建時にも見られたことはすでに述べたが（史料4）、城普請など藩の普請・作事に使用する材木類は、元来、御建山（藩有林）や御庭（藩有竹林）から調達されるべきものであるが³²、石黒火事による鳥取城や諸役所の再建に伴い、御建山産の木材が大量に使用されたこともあり、その不足を補うべく在中の民有林から徵発することになったと考えられる。また、この史料からは、郡の下部の支配単位である「構」ごとに木材が集約されたこと、木材の運送に關わる人夫賃等は藩が支払うことになっていたことなどもわかる。

筆者的力量不足により社木や在中から調達された材木が三階櫓のどの部材として使用されたのか知り得ないが、これらの材木はそのまま丸太や角材として使用されたもの、板材などに加工されたものもあったのであろう³³。この点に関してはこれまでの三階櫓に関する建築史の成果とあわせて検討することで新たな視覚が提供されるものと思われる³⁴。

材木のほかにも次のような作事材料が在中から調達されていた。

【史料16】

一筆申入候、然ハ御用之繩一昨年より請合被申分、新古共来月廿日迄大塚團四郎方へ相払せ可被申候、前々指出候繩ハ殊外惡敷御用ニ立不申候、此度之ハ御三階御用繩ニ候間、右請合之者へ隨分入念候而払切候様ニ、急度可被申付候、為其如此候、以上。

八月廿八日 小谷新右衛門

大庄や三人

一筆申入候、然ハ急御用ニ候間、左之通來月二日迄ニ在御用場へ払付候様ニ急度可被申付候、尤急御用有之候、恐々謹言。

八月廿八日 小谷新右衛門

大庄や三人

一五寸廻ノ竹 五本
一四寸廻ノ竹 七本
にか竹
一武寸五分廻り 五拾本 内三十本下構
一毫尺廻り竹 老本
右之通ニ候間、急ニ指出候様ニ可被申付候、以上³⁵

これによると、縄や竹なども岩井郡から徴発されていたことがわかる。竹は木材と同様に大庄屋構ごとに集約されていた。史料15から、縄について以前藩に差し出された縄はこのほか仕立てが悪しく御用に立たないものであったため、このたび三階櫓御用で差し出す縄は「随分入念」に仕立てるようにとされた。

このような材料のほかに、大工も在中から調達されていたことが次の史料から判明する。

【史料17】

一筆申入候、然ハ御三階御用大工御入用ニテ、其御郡何程可有之候哉、人數書付急ニ可被差越候、其上ニ而人數・御銀可申付候、為其如此候、以上。

七月四日 小谷新右衛門
大庄や

下構之大工

一浜大谷村権大夫・同空平次、岩本村左衛門、木庄村安四郎、岩常村太佐右衛門、陸上村金大夫、

メ六人書上ケ申候、七月十日³⁶

これによると、享保19年7月4日、つまり三階櫓の再建が正式に開始される7月20日の直前に、藩は三階櫓御用のため郡ごとの大工数の書き上げを大庄屋に求めていた。岩井郡の場合、6人の大工を書き上げているが、こうした大工の徴用は三ノ丸の再建でも行われていたことは先述のとおりで（史料5）、石黒大火後の島取城再建に多くの在中大工が関わっていたことがここでも確認できる。

（3）柱建・棟上げと三階櫓の完成

三階櫓は石垣普請、材木の調達等を経て作事が行われたが、柱建と棟上が享保20年4月に行われることになった。

【史料18】享保20年4月8日条

一御三階御櫓御普請、追々致出来候付、近々之内、樋吉辰柱建可被仰付哉之旨、今日関源左衛門申聞候付、承り届、其通ニ申付候様ニ申達候、右柱建被仰付候付、先年大火已後之御櫓柱建有之節、御祝儀物左之通有之ニ付、此度之御普請も、右之通可被仰付哉之旨、源左衛門申聞候付、何も申談、先年之通承届候事。

御柱建御祝儀御人用

一奉書	三帖	一日野下ケ帶	三筋
一苧	一武 目拾五匁宛	一真綿 目拾五匁	必把
一扇子	三本	一布	毫端
一三宝	三ツ	一五斗土器	十五
一土器台		一白米	毫斗三升
一青指鳥目巻	三百文	一錫	一連
一昆布	毫連	一熨斗	一把
		毫斗武升	
		一角樽酒	一荷

【史料19】享保20年4月13日条

一今日吉辰ニ付、三階御櫓今朝五時棟上有之候処、首尾能相済候由、関源左衛門罷出申聞、尤、此度御櫓被仰付候付、子ノ年焼失申候三階御櫓ニは棟札有之付、此度も以前之通可被仰哉之旨、源左衛門申聞、承届候事。	
一二階御櫓上ニ付、御祝儀品何も申談、左之通承届候事。	
一鳥目式貫五拾文	一錫七連
一小奉書七帖	一昆布七連
一下鼻紙三束五帖	一熨斗毫抱
一白米壹斗三升	一苧五拾目
一塩鰯十八枚	一角樽毫荷
	但酒式斗四升入
一器荷毫荷、但赤飯入	一柳台三ツ
一斗土器式十六	一土器居輪三ツ
一足打三ツ	一御備餅三備
一蕎麥餅器荷毫荷	一白木銚子壺組
一三方三ツ	一下ケ帯九筋
	日野組半帖宛ニして
	浅黄萌黄茶色
一丸水引三拾把	一真綿百目
一布三枚	一扇子九本
以上	

史料18から享保20年4月に入ると三階櫓の作事も進んできたため、「吉辰」の日を選んで「御柱建」を行うことが決定された。柱建の儀式に使用される祝儀品が用意されたが、これらは石黒火事後に再建された他の櫓の柱建式で使用されたものと同様とされた。

史料19から4月13日が吉辰日ということで朝五時（午前8時頃）から「棟上」が挙行されたことがわかる。先の柱建と棟上は、別個の儀礼なのか同一のものか史料上わからないが、そもそも前者は柱を上げる、後者は棟を上げる儀式であり本来的に目的が違う点、また享保6年の三ノ丸走櫓再建の場合、柱建は6月、棟上は7月と別々に行われていることから両者は別に行われたものと考えられる。棟上式についての細かい記載は「家老日記」はないが、弘化2年（1845）の二ノ丸御殿再建時の棟上の場合、儀式には家老以下が作事場へ列席し、大工頭らが作事中の二ノ丸書院の上に設置された台の上で神事を行い³⁷、儀礼後に走櫓（二ノ丸か）で祝儀の饗宴が催されている。また、史料19から棟上において棟札が据え付けられたことが判明する。この棟札は焼失前の三階櫓にあったという先例によるものであった。

それでは三階櫓はいつ頃完成したのであろうか。三階櫓再建の完成についての直接の言及は「家老日記」中に見当たらないが、元文2年（1737）11月には完成していたことが次の史料からわかる。

【史料20】「家老日記」元文2年11月27日条

一関源左衛門義、御三階御用之内、仕人式人御増シ被遣候得共、御三階も出来申ニ付、式人之増仕人差申度旨、浅田舎人を以申聞候ニ付、承届候、今日仕人差上候事。

史料20は、三階櫓が完成したため、普請奉行関源左衛門に与えられていた仕人2人を返すというものである。

このように三階櫓は元文2年（1737）11月頃には完成していたことが知られるが、棟上から2年も経過しており、実際にはもう少し早く完成していたと思われる。例えば、弘化の二ノ丸御殿再建の場合、棟上式

から約5ヶ月後に完成していることからすると、二ノ丸御殿より規模が小さい三階櫓の作事の場合、享保20年（1735）内、少なくとも元文元年（1736）には作事が終了していたと考えられる。三ノ丸の完成は藩主の江戸からの帰国にあわせて行われたが、享保20年、元文元年の参勤交代のスケジュールを見ると、藩主は元文元年6月に帰国予定であったが病により延期され、同年9月27日に鳥取へ到着していることから、この時期が三階櫓の正式な完成の時期の候補と考えられる。

以上、本章の検討により、①三階櫓の作事は石垣普請が完成してから4、5年後の享保18、19年から始まり、元文元年9月頃には完成していたと考えられること、②三階櫓の作事には社木や在中の材木が利用されたほか、在中より材料や大工が郡単位で徵發されていたことなどがわかった。

4 享保期の鳥取藩政と三階櫓再建

（1）享保年間の藩政と財政

前章までの検討で「鳥取城の歴史のなかの一コマ」としての再建の実態はかなり見えてきたように思う。しかし、鳥取城再建が当該期の藩政にどのような影響を与えたのか、逆に藩政状況が再建にいかなる影響を与えたのかという点についてはほとんど触れることができなかった。そこで本章では、鳥取城三ノ丸の再建が始まった享保6年（1721）から三階櫓再建が正式に開始される享保19年（1734）までの政治過程と鳥取城再建との関係について検討を加え、上記の課題に迫りたい³⁸。検討にあたってはとくに当時窮乏していた藩財政との関連に留意する。なぜ藩財政に注目するのかというと、当時極度の財政窮乏にあった鳥取藩において三階櫓が再建されたこと自体極めて異例であり、そのことは翻って三階櫓の「政治性」を示していると考えるからである。どのような政治性なのかについての考察は次項で行うことにして、以下、享保期の藩政について見ていくことにしたい。

最初に鳥取城の三ノ丸再建が行われた享保6年から同8年頃の藩政を概観したい。第1章で指摘したように、石黒大火以前から財政難であった鳥取藩では、鳥取城の再建は享保6年から5年間、藩士らの物成を1つ借り上げ、それを原資に事業が進められた。これにより藩士らの家禄免は3つ免から2つ免となったが、例えば石高100石取りの藩士の場合、3つ免では30石の収入があったものが、2つ免では20石と3割も收回入減となり、物成借り上げが藩士の家計に与えた影響は大きかったと言える。このような藩の物成借り上げに対し、藩士らは反対の動きを見せる。享保7年11月、藩士側は借り上げ分1つ免の返還を要求したが、藩側は「壱ツ成只今御返シ被成候面は、御城御普請被延儀も難成候間」と、返還は城普請に差し支えるとして却下した（「家老日記」同年11月1日条）。以後も返還要求は繰り返し行われ、12月頃には借り上げ分1つ免のうち半分の5分免の返還を要求している（「家老日記」同年12月16日）。この要求に対し家老らは「御家中之面々願之申上」³⁹方が、「上を不憚儀、御心ニ叶不申」として一部藩士を叱責した。のち三ノ丸再建の日途が立った享保8年9月、藩主の意向により5分返納され家禄が免2つ5分となったが（「家老日記」享保8年9月2日）、享保10年11月には早くもこの5分返納は3年延期された。その後も物成借り上げは続き、享保15年6月ついに家禄免は1つ7分まで引き下げられた（「家老日記」享保15年6月5日条）。この間も藩士らは物成の返還要求を行っており（「家老日記」享保15年1月29日条）、物成借り上げを巡って藩（首脳部）と一般藩士との間に対立関係が生じていたことが知られる。

享保期の藩政は度重なる自然災害によって大きく左右された。例えば、享保6年7月には伯耆国で洪水が発生し1万石以上の損毛を出し、洪水の影響はあらゆる方面に出た。翌7年正月には困窮した伯耆の農民が藩の御救いを求めて「御城下ニ罷出、郡々百姓騒動」するという事態が発生したほか⁴⁰、洪水による年貢不足は藩の大坂廻米に大幅な減少をきたし、同年9月には「御難用金」が整わず「御勝手（財政のこと一著者注）亦御手支」えになるという状況となり、江戸では勝手向き減少のため「御簡略」という大規模な借約令が川された（「家老日記」享保7年9月27日条）。

このように厳しい財政状況ではあったが、藩主居所・政庁である二ノ丸の再建は優先して行われ、享保8年11月に一応の完成に漕ぎ着けることができた。しかし、享保9年4月、鳥取城下は「黒川火事」という大火に見舞われ、町屋千軒以上が焼失した（「家老日記」享保9年4月13日条）。石黒火事から黒川火事

の間の藩財政は「鳥取に大火（石黒火事—著者注）起りて、殆全市を焼き御城亦鳥有に帰す。九年四月、又火災（黒川火事—著者注）ありて焼亡三十四町に及ぶ。これらの為に要する費用多く、かつ諸種の事情も加はりて、藩政不振、遂二十年に至りて財政窮乏の極に達せり」という状況であった¹⁰。当該期の藩政の最大の課題は財政の立て直しであり、享保10年2月藩は起死回生の願いを込めて米村広治を再登用した。広治は藩の年貢徵収の基本法である「請免制」を導入した巧者で、当時82歳ですでに隠居中の身であつたが、藩主池田吉泰たっての願いにより再度藩政の表舞台に復帰した。

広治は享保10年8月に農民から借米を行なうため藩内に触書を出している¹¹。触書は当時の藩政の諸課題を長文にわたって赤裸々に述べた異例の内容となっている。この時広治が示した藩の主要な政治的課題を列挙すると、①藩財政窮乏対策、②鳥取城普請の不備、③米子城の破損修復の未着工、④享保8年に全焼した芝下屋敷など江戸藩邸の再建であった。①への対策として、広治は江戸における諸藩の滞納金3万8000両の支払金工面のため、大坂商人鴻池新七らから大規模な借銀を行った。②の具体的な内容についてはすでに第1章で紹介したが、広治は鳥取城の未着工部分の再建より、④の江戸藩邸普請のほうは藩主の外間に直接影響するため優先順位が高いと考えていた。そこで江戸藩邸普請のため藩内の大庄屋や富裕農民らに所持高に応じて4~6歩（通常の年貢に4~6%上乗せして徴集）といった割合で米を借り上げようとした。本触書はこの借り上げ米のために作成されたものであった。③の米子城については、江戸藩邸と鳥取城の再建のほうは政治的に優先されるため後回しとされた。このように、享保8年の三ノ丸再建完了から三階櫓の石垣普請着工まで5年の期間が空いたのは、対応すべき藩政の課題の優先順位によるものだったと解される。

財政改革を託された広治は在方改革や経費節減策を実行したが、老齢ということもあり期待されるほどの成果を残せず、享保12年職を辞し同年末に死去してしまった。このち享保13、14年にかけて三階櫓の石垣普請が行われたが、三階櫓の作事が開始されるのは5年後の享保19年7月であった。この間、享保14年7月、鳥取藩領因幡・伯耆両国において9万石以上の損毛高を出す大水害が発生した¹²。洪水の影響で年貢が大幅に減少したため、翌15年8月には「殿様御勝手原敷」という状況に陥り、翌年の世嗣藤五郎（のちの4代藩主池田宗泰）の初参府の費用に事欠く有様であった。この時は町方より軒間銀として表間口1間につき銀10匁、在中から五歩米を借り急場をしのいでいる¹³。さらに災害は続き、享保17年秋にはウンカの大発生により西国の大作は壊滅的な打撃を受け、鳥取藩でも虫付による損毛高が12万石以上に及んだ。その影響は翌18年にかけて大規模な飢饉、いわゆる享保の大飢饉となって現れた。飢饉に際して財政難から藩は充分な御救を行い得ず、そのため同年3月には伯耆日野郡の百姓一揆約300名が御救を求めて鳥取城下に出訴するという事態を引き起こした。この飢饉は、藩財政に多大な影響を与えていたことが次の史料よりわかる。

【史料21】「家老日記」享保19年1月27日条

（前略）去々年（享保17年—筆者注）之凶年故、大坂御登り米も無御座、去年（享保18年—筆者注）中江戸表御入用銀、御当地より仕出候程之儀、諸方段々滞多御座候ニ付、前引ニ成、剩御米直段下直ニ罷成、去秋之御米御借り銀引当米ニ多入、依之、御帰國御入用銀、心當大分相違仕、引当米も少ク罷成候ニ付、御銀相調候儀、別而無覚東奉存候、并江戸御屋敷瓦葺御普請御入用、其上諸方滞も御渡し被成候儀、御銀積も心當不通ニ相見得不申候、第一御帰國御入用銀御手支ニ御座候（後略）

これよると、享保17年の凶作により大坂への廻米がなくなり、翌18年には江戸の諸払いが滞り、藩主の帰国費用も差し支えるという状況に陥っていた。さらに、「家老日記」享保18年2月6日条を見ると、国元では銀物成（銀知）・心付銀・役料銀・御用聞町人の賃銀が亥年（享保16年）より滞り、江戸では世嗣である出羽守宗泰の御供のものや江戸定詰藩士の扶持が25、26ヶ月分も未払いとなっていたことが知られる。

このように、石黒火事後の鳥取藩政は財政難との戦いであり、鳥取城再建は財政悪化に拍車をかけていた。三ノ丸完成後、三階櫓の再建に時間がかかったのは、享保10年の米村広治の触書が示すように藩政上の優先順位の問題や自然災害による年貢不足からくる財政窮乏によるものであった。享保19年に三階

櫓の作事が開始されるが、財政状況は全く改善しておらず、むしろより悪化している状況下であった。それにも関わらず再建作事が遂行されていたのである。このことは財政難によって再建されなかった二ノ丸御殿と比較する時、三階櫓の再建が単に既存の櫓を復元するという単純な意味以上の政治的な意図を持って行われたと考えざるを得ないであろう。

(2) 三階櫓再建の意義を考える

それでは三階櫓の再建はどのような政治的意図を持って行われたのであろうか。また、当時の藩政において三階櫓はどのような意義を有していたのだろうか。この点について考える上で重要なのが次の史料である。

【史料22】享保19年2月24日条

一三階御櫓之儀、前々は無之候得共、格子之所江破風被仰附候ハヽ、見分も宜敷可有之旨相伺候処、
述も公儀江御伺無之候而是難被為成、其上旧年御櫓御普請御捨置之儀ニ候得は、公儀御役人中被相
尋候而是、何とも返答も致かた無之ニ付、其併前々之通、破風なしニ仕候様ニ被仰出之旨、申来ル事。

史料22は、三階櫓の再建に向けた材料調達などが進む最中の享保19年2月24日の「家老日記」の記述である。これは、江戸藩邸より飛脚によてもたらされた書付を受け留めたものであるが、それによると、三階櫓の格子（格子窓のこと）のところに以前にはなかった破風を付けようとしたことが知られる。この破風がどの種類の破風を企図していたかは不明であるが、以前になかった破風を付けようとした理由として「見分も宜敷可有之」とする。この「見分」の意味は、一般的に使用する「実見して調べる」という意味でなく、「外見、みかけ」という意味で解したほうが適切であると思われる。つまり、藩側は三階櫓の外見をよくするために破風を新規に付けようと考えていたのである。

この三階櫓に関するこの重大な変更点は、藩主の在所地である江戸で協議され、結局藩主の判断で「破風なし」ということに決定された（この決定が藩主の意志によるものであることは、家老がその決定内容に尊敬表現を使用していることから判明する）。藩主が「破風なし」と決定した理由は次のとおりであった。三階櫓に破風を付けるという変更は幕府へ伺いを立てなくてはならないが、長年三階櫓の作事を捨て置いていたのに、幕府役人に破風を付ける理由を尋ねられても「何とも返答も致かた」ないと考えたからであった。つまり、財政難のため長年再建を延期していたにも関わらず、今さら費用が多くかかるような破風を付けるような現状変更を幕府は認めないと考えたことが「破風なし」と藩主が決定した最大の理由であろう。なお、先行研究では、三階櫓建築の特徴として当初から明治初年まで飾破風を有しない層塔型の簡素な姿にあることを挙げるが⁴⁴、本論で明らかにしたように一貫して飾破風が付けられなかつたのは、享保期の再建における政治的な判断があったからであった。

このように、藩主の最終判断で三階櫓に破風が付くことはなかったが、藩政の最高レベルで「見分」=外見のための飾破風が真剣に検討されていたという事実は、三階櫓再建の意味、さらに三階櫓の有した政治性を考える上で注目すべき事柄であろう。すなわち、三階櫓は「見分」つまり「外」から見られることが強く意識されていたことを示し、その「外」とは藩主と家老ら藩政の中核を担う人々を除く、農民や町人ら藩領民、さらに一般の藩士たちであった。

三階櫓の再建作事が企図された前後は、先に見たとおり藩財政の補填のため物成借り上げや借銀・借米など藩士や領民に多くの負担を強要し、続発する災害の発生と相まって各所で強い反発が起っていた。まさに藩主の威信が揺らぐ治世上の危機とも言うべき時期であったが、こうした状況を端的に示すのが、享保17年12月飢餓への対応不備を藩主から叱責され家老職を罷免された家老池田豊後である（「家老日記」享保17年12月22日条）。池田豊後の罷免理由は「豊後儀御役儀被仰付候より已來、御家中・町在共ニ寄伏（帰服一著者注）不仕」と、藩士・領民から帰服を受けていないというものであり、当時の藩政の混迷ぶりを象徴している。藩主に代わって藩政を代行する家老に対する諸方からの不信感は、翻って藩主政治への不信

感、藩主権威の低下を意味していた。こうした状況下、本来であれば財政難により再建どころではなかったにも関わらず、飾破風を据えた立派な三階櫓を意図的に再建することで、藩主権威の回復を計ろうとしたのではないだろうか。

現代社会からすると、三階櫓再建によって上記のような政治的課題が解決されるとは到底思えないが、江戸時代は「御武威」＝武力と「御威光」＝儀式典礼による支配とされるように⁴⁵、城郭は藩主の武威と権威を象徴する最大の支配装置であった。その中でも、天守を持たない鳥取城において三階櫓が持つ象徴性は大きく、人々は三階櫓を通じて藩主権威の高みを見ていたのである。結局飾破風は付くことはなかったが、第3章で見た「神聖」なる社木の使用に端的に示されるように、三階櫓は藩主の「御威光」の象徴として認識され、政治利用されていたと言えよう。

おわりに

以上、冗長ではあったが三階櫓再建をめぐる諸問題について検討してきた。本論で明らかにした点について、はじめに示した課題に沿って簡単にまとめておきたい。まず、享保5年（1720）の石黒火事後の鳥取城再建の流れであるが、石黒火事は鳥取城の過半を焼失させ、火事の翌年から藩主居所・政庁である三ノ丸の再建が行われ享保8年（1723）に完成した。また、三階櫓の石垣普請および作事は、石垣普請が享保13年（1728）から14年（1729）にかけて行われ、作事は石垣普請完成後5年経過した享保18、19年（1733、34）から始まり、元文元年9月頃（1736）には完成していた。本論中でも指摘したが、これまでの三階櫓再建の通説である享保13年完成説は史料の検討不足によるものであり、今後通説は改められる必要があるとともに、他の通説についても一次史料による再検討が求められる。

こうした石黒火事後の鳥取城再建は、以前から窮乏していた鳥取藩財政の悪化にさらなる拍車をかけた。三階櫓の石垣普請や再建作事の開始に時間がかかったのは、藩政上の優先順位の問題や自然災害による年貢不足からくる財政窮乏の影響が大きかった。財政状況の改善が全く見られないなか行われた再建作事は、当時の政治的課題であった藩主権威の低下、政治の停滞に歯止めをかけたいという思惑から行われたと考えられる。また、三階櫓の有する政治性とは、藩主の「御威光」支配の象徴である点に集約され、藩側はこうした性格を認識した上で最大限利用されたのが享保期の再建であったと言えるのではないか。

最後に、三階櫓再建と領民（とくに農民）との関係についてまとめておきたい。三階櫓を含めた鳥取城の再建において、在中から人・金・モノが大量に動員されていた。藩は財政補填の原資を農民からの借米に頼らざるを得ない一方で、藩は年貢徵収法である請免制⁴⁶の原則を厳密に運用し、年貢未納者を大量に追放処分とした。相次ぐ負担や厳しい年貢徵収などは農民らに強い不満を蓄積させ、それらは元文4年（1739）の元文一揆として爆発した。元文一揆は鳥取藩政史上最大の全藩一揆であり、藩政に多大な影響を与えたが⁴⁷、鳥取城再建は一揆発生の遠因であり、その意味においても享保期の再建は藩政史上に付記されるべき事項であろう。

¹ 城戸久「鳥取城天守と三階櫓の研究」（山根幸恵編『鳥取城－その歴史と構造』（渋水社、1983年）所収、本文は同「因幡鳥取城天守と三階櫓の建築」（『名古屋工業大学学報』3号、1951年）を改稿したものである）。

² 細田隆博「鳥取城の通説を疑う 池田長吉現存遺構構築説を再考する」（『鳥取城調査研究年報』3号、鳥取市教育委員会、2010年）。

³ 明治初年の鳥取城の状況については、佐々木孝文「概説 鳥取城の近代史」（鳥取市教育委員会編『資料で見る鳥取城（近代編）』所収、2013年）を参照のこと。

⁴ 『鳥取藩史』1巻（鳥取県立鳥取図書館、1969年）43頁に「享保十三年十月四日鳥取本丸三階櫓成る」とある。以下、『鳥取藩史』は『藩史』とする。

⁵ 『鳥取城－その歴史と構造』（渋水社、1983年）。

⁶ 『鳥取県史』6近世資料（鳥取県、1974年）448頁。以下、『鳥取県史』は『県史』とする。

⁷ 『県史』7近世資料（鳥取県、1976年）395頁。

⁸ 岡嶋自身も『因府年表』の附言において「此書は、百家の遺筆を湊合して編次せる所なれば、其説区々にして、難決もの少からず。（中略）看客苟も精覧を得んことを欲せば、宜しく他の実記に質す可し」と、岡嶋の著作は史料批判しながら利用することを勧めている（『県史』7近世資料、5頁）。

⁹ 「家老日記」は、鳥取県立博物館の古文書解説ボランティアの多大な労力によって全文が解説されている。

平成27年度から県立博物館ホームページ上で「家老日記テキストデータベース」として公開、文字検索が可能となっている。本稿はこの成果に大きく依拠していることを付記する。なお、本稿では「家老日記」における三階構関係記事をすべて掲載している。

10 『藩史』6巻（鳥取県立鳥取図書館、1971年）、626～629頁など参照。

11 「江戸御留守居日記」藩政資料3576。これは、天保15年3月23日に二ノ丸御殿と走橋の再建を幕府に出願した際に添付されたものである。石黒火事直後の「家老日記」等には載っていないものである。

12 この借り上げにより藩士の家禄免は3つ免から2つ免とされた。

13 中島家文書「享保5年御用日記」（鳥取県立博物館蔵）。本史料は、因幡岩井郡の大庄屋を勤めた中島家の日記である。以下、中島家文書については所蔵先を略す。

14 「江戸御留守居日記」（鳥取藩政資料3576）天保15年3月23日

15 享保10年8月「米村広治より御両国え相触候」（『藩法集 10』続鳥取藩「在方御定」343（創文社、1972年）379～384頁）。

16 中島家文書「享保6年御用日記」。

17 内林は民有林であったが、藩は「内林御改帳」を作成し、民有林内の木々の把握を行っていた。藩政資料によると少なくとも宝暦・寛政、天保・弘化、嘉永・安政の4度大規模な調査が行われたようで、この調査による「内林御改帳」が大量に残存している（『鳥取藩政資料目録』339～350頁）。本史料を用いた本格的な研究はこれまで行われたことがない。

18 中島家文書「享保6年御用日記」。

19 石垣普請については、北垣聰一郎氏の御教示を得た。

20 「御國目付衆寛延二巳年被参候節、御両国之所持御尋并御答書抜也」（鳥取藩政資料647）。本史料は寛延2年の幕府巡見使來藩時の応答の覚書を享和3年10月に筆写したもの。

21 天端角右は『史跡鳥取城附太閤ケ平保存修理概要報告書』（鳥取市教育委員会、1987年）に刻印の解説文が掲載されているが、記載内容に踏み込んだ検討は行われていない（細田隆博氏の御教示による）。

22 天端石の刻印は、発見から半世紀以上経過した2017年現在、風化が進み目視による判読が困難な箇所もある。幸いなことに山根幸惠・清末忠人『久松山』（県政新聞鳥取局、1983年）25頁に拓本が掲載されている（図5）。それによると「山部掘右衛門」は報告書では「山阿掘エ門」とされているが、「阿」とされた箇所の文字は「部」を崩した字と読み、本論文では「山部」に改めた。また名前も「エ門」ではなく「右衛門」と読めることから改めた。

23 「閑頼太郎家譜」（鳥取藩政資料10235）。

24 「御支配帳」（鳥取藩政資料1964）。

25 文化4年「御作事手棟梁」（鳥取藩政資料6990）。

26 白峰句「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察」（『金沢城研究』第6号、石川県金沢城調査研究所、2008年）によると、加賀藩では文化期には本来穴生が行う業務を石屋（石工）が代行するようになっていたことを指摘しており、鳥取藩でも同様の状況が進展していた可能性も考えられる。

27 『県史』7（前掲注7）430頁。

28 氏子であっても勝手に伐採すると藩から処罰された（例えば「家老日記」嘉永5年2月7日条）。

29 『藩史』4巻（鳥取県立鳥取図書館、1971年）590、591頁。

30 近世城郭が持つ宗教性については、先行研究を踏まえた中沢克昭「城郭と聖地 再考－中世から近世へ」（『城下町と日本人の心性』その表象・思想・近代化』岩田書院、2016年）が参考になる。

31 中島家文書「享保20年御用日記」。

32 弘化年間の二ノ丸再建では宇倍野山の御建山、古仏谷の御建蔽の竹木が大量に使用されている。

33 材木の使用については蘿和善氏の御教示を得た。

34 松岡利郎によって三階構には詳細な復元図が作成されており（前掲注1『鳥取城－その歴史と構造』）、ここで見られる材木の寸法や形態、樹種等を詳細に分析すれば、どこにどの部材が使用されたか検討可能であろう。

35 中島家文書「享保19年御用日記」。

36 中島家文書「享保19年御用日記」。

37 「家老日記」弘化2年8月13日条。本記述には上棟式の役割が細かく記されており参考になる。弘化の二ノ丸御殿再建における上棟式は、石黒大火後の作事と同様に行われたことが「家老日記」弘化2年7月27日条に見られる。

38 享保期の藩政については『県史』3近世政治（鳥取県、1979年）367～372頁が詳しく、そちらを参照いただきたいが、当時最大の焦点であった「財政」という観点でまとめられていない。

39 中島家文書「源姓中嶋氏諸生伝卷第一」。

40 『藩史』5巻（鳥取県立鳥取図書館、1971年）387頁。

41 前掲注15参照。

42 以下の記述は『藩史』1巻（前掲注4）42～43頁。

-
- ⁴³ 中島家文書「享保15年御用日記」享保15年7月28日。
- ⁴⁴ 城戸「鳥取城天守と三階櫓の研究」、松岡利郎「鳥取城三階櫓の復元的考察」（ともに前掲1『鳥取城－その歴史と構造』）。
- ⁴⁵ 渡辺浩「『御威光』と象徴」（『思想』750号、1986年2月）、のち同『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、1997年）所収。
- ⁴⁶ 請免制とは大庄屋による年貢徵収代行と定免制を基礎とするもので、細かな細則で運用された徵稅法であった。
- ⁴⁷ 元文一揆後の在方改正については、拙稿「鳥取藩の大庄屋制」（『鳥取藩研究の最前線』、鳥取県立博物館、2017年）において検討した。

執筆者

大嶋陽一（鳥取県立博物館学芸員・史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備検討委員）

鳥取城調査研究年報 第11号

印刷・発行 平成30年3月31日

編集・発行 鳥取市教育委員会

印 刷 所 タクミコーポレーション